

司法試験

商法 一斉テスト

問題

巻末に、解答用紙を添付しています。必要に応じてご利用ください。

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001212 228183

LL22818

第1問（短答式・肢別正誤判定）

以下の文章の正誤を判定せよ。判例があるものはそれに従うものとする。

（1点×50問）

- 1 発起人が2名以上ある場合、そのうちの発起人1名が設立時発行株式の全てを引き受け、他の発起人は、設立時発行株式を引き受けないことができる。
- 2 設立時取締役は、その選任後遅滞なく、株式会社の設立の手續が法令又は定款に違反していないことを調査しなければならないが、法令又は定款に違反する事項があると認めるときは、発起人にその旨を通知しなければならない。
- 3 株式会社が成立しなかったときは、設立時取締役は、連帯して、株式会社の設立に関してした行為についてその責任を負い、株式会社の設立に関して支出した費用を負担する。
- 4 会社の設立を無効とする判決が確定したときは、その会社は、当初から存在しなかったことになる。
- 5 株式会社は、定款又は創立総会の決議により定められた設立の効力発生日に成立する。
- 6 判例の趣旨によれば、募集設立において払込みの取扱いをした銀行は、払い込まれた金額に相当する金銭の保管に関する証明書を発起人に交付した後は、払い込まれた金銭を株式会社の成立前に発起人に返還したことをもって成立後の株式会社に対抗することができない。
- 7 判例の趣旨によれば、定款に記載又は記録しないでされた財産引受けは無効であるが、成立後の株式会社が追認すれば遡って有効になる。
- 8 その株式に係る権利を行使する者の指定及び会社に対する通知を欠くときは、会社が株式の共有者に対してする通知又は催告は、そのうちの1人に対してすれば足りる。
- 9 判例の趣旨によれば、株式を相続により共有するに至った共同相続人は、株主としての地位に基づき株主総会決議不存在確認の訴えを提起する場合であっても、権利行使者の指定及び通知がされていないときは、特段の事情がない限り、原告適格を有しない。

- 10 会社の承認を得ないで譲渡制限株式を譲渡担保に供した場合には、その譲渡担保権の設定は、契約当事者間においては有効である。
- 11 株式会社の会計帳簿の閲覧の請求をした株主が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営む場合には、当該株式会社は、当該株主に会計帳簿の閲覧によって知り得る情報を自己の事業に利用するなどの主観的意図がないときであっても、当該請求を拒むことができる。
- 12 株主代表訴訟の提起が悪意によるものであると認められるときは、裁判所は、被告の申立てにより又は職権で、訴えを提起した株主に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。
- 13 会社法上の公開会社は、当該種類の株式の株主が1株につき複数個の議決権を有することを内容とする種類の株式を発行することができる。
- 14 株式の譲渡について、会社に対し適法に株主名簿の名義書換請求がされたにもかかわらず、会社の過失により名義書換が行われなかったときは、会社は、株主名簿の名義書換のないことを理由として、株式の譲渡を否定することができない。
- 15 判例の趣旨によれば、取締役会設置会社の唯一の株主がその保有する譲渡制限株式を他に譲渡した場合には、取締役会の決議による承認がないときであっても、その譲渡は、当事者間だけではなく、会社に対する関係においても、有効である。
- 16 取締役会の承認を得ないで譲渡制限株式が譲渡された場合には、当該株式の譲受人は、当該株式の取得について取締役会の承認を求めることができない。
- 17 判例の趣旨によれば、株券発行会社の株式について、株式会社が定めた剰余金の配当の基準日より前に株券が交付されて譲渡されたが、当該基準日までに株主名簿の名義書換の請求がされなかったときは、株主名簿上の株主である譲渡人が適法に配当金を受領することができ、譲渡人は、譲受人に対し、受領した配当金相当額の金員について不当利得返還義務を負わない。
- 18 判例によれば、代表取締役の解職に関する取締役会の決議について、その代表取締役は、議決に加わることができない。

- 19 役員選任の効力は、株主総会における選任決議のみで生ずるものではなく、被選任者が就任を承諾することによって発生する。
- 20 判例によれば、会社から見て好ましくない株主が議決権を行使することを回避する目的で、会社が、自己の計算において、第三者に対してその株主から株式を譲り受けるための対価を供与した場合には、株主の権利の行使に関する利益の供与に該当する。
- 21 株主総会の決議について特別の利害関係を有する株主は、その決議において、議決権を行使することができない。
- 22 取締役は、株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合でも、その事項が株主総会の目的である事項に関しないものであるときは、その説明をすることを要しない。
- 23 取締役がその任務を怠った場合における会社に対する損害賠償責任は、総株主の同意がある場合には、株主総会の決議を経ることなく、これを免除することができる。
- 24 判例の趣旨によれば、株主は、株主総会の決議の日から3か月以内に株主総会決議取消しの訴えを提起した場合には、当該期間経過後であっても、新たな取消事由を追加主張することができる。
- 25 判例によれば、株主は、自己に対する株主総会の招集手続に瑕疵がない場合でも、他の株主に対する招集手続に瑕疵があるときは、そのことを理由として、株主総会決議の取消しの訴えを提起することができる。
- 26 判例の趣旨によれば、任期の満了により取締役を退任したが、会社法又は定款で定めた取締役の員数を欠くため、なお取締役としての権利義務を有する者については、訴えをもってその解任を請求することができない。
- 27 裁判所は、株主総会の決議の方法が法令に違反する場合でも、その違反する事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、裁量により請求を棄却することができる。
- 28 取締役が自己のために会社とした取引によって会社に損害が生じたときは、その取締役は、任務を怠ったことがその取締役の責めに帰することができない事由によるものであることを証明しても、その取引に係る任務懈怠責任を免れることができない。

- 29 株式会社の取締役の解任の訴えについては、当該株式会社及び当該取締役の双方を被告としなければならない。
- 30 判例によれば、株主総会の決議に基づいて取締役の報酬の額が具体的に定められた場合でも、その後、株主総会がその取締役の報酬を無報酬とする旨の決議をしたときは、その取締役は、これに同意しなくても報酬を請求することができなくなる。
- 31 判例の趣旨によれば、退任した取締役が株主総会の決議を経て株式会社の内規に従い具体的な退職慰労年金債権を取得した場合には、その後、取締役会の決議によって当該内規が廃止されたときであっても、退任取締役相互間の公平を図るため集团的、画一的な処理が制度上要請されているという理由のみから、当該内規の廃止の効力を既に退任した取締役に及ぼし、その同意なく未支給の退職慰労年金債権を失わせることはできない。
- 32 会社が代表取締役以外の取締役に会社を代表する権限を有するものと認められる名称を付し、その取締役がその名称を使用して取引をした場合であっても、その取締役が会社を代表する権限を有しないことを知らないことにつきその取引の相手方に重大な過失があるときは、会社は、その取引について責任を負わない。
- 33 取締役会においては、その招集に際して定められた取締役会の目的である事項以外の事項についても決議することができる。
- 34 取締役を退任したにもかかわらずその旨の登記がされていない場合には、退任した取締役は、過失により退任の登記がされていないことを知らなかったためこれを放置していたときであっても、善意の第三者に対し、自己が取締役でないことを対抗することができない。
- 35 代表取締役が、会社を代表して、取締役会の決議を経ないで、会社の重要な財産であるEに対する金銭債権をFに譲渡した場合において、Fが取締役会の決議を経ないことを知っていたときは、Eは、Fに対し、その債権譲渡の無効を主張することができる。
- 36 会社がその計算において株主の権利の行使に関し財産上の利益の供与をした場合、それに関与した取締役は、自らその財産上の利益の供与をしたときを除き、その職務を行うにつき注意を怠らなかったことを証明することにより、その供与した利益の価額に相当する額を会社に対し支払う義務を免れる。

- 37 監査役は、正当な理由がなくとも、株主総会の決議によって解任することができる。
- 38 会社法上の公開会社の監査役は、取締役が不正の行為をするおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役に報告しなければならない。
- 39 募集事項の株主に対する通知又は公告のいずれも欠いたことは、無効原因とならない。
- 40 会社が資本金の額を減少する場合には、その会社の債権者は、その会社に対し、これについて異議を述べることができる。
- 41 株式交換の無効の訴えに係る請求を棄却する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。
- 42 手形金額を100万円とする手形が振り出された後に、手形金額が200万円に変造され、その後、裏書がされた場合には、振出人及び裏書人は、100万円の限度で手形上の債務を負う。
- 43 手形の金額として二つの異なる金額を記載した場合、その手形は、無効となる。
- 44 無権利者から裏書の連続した手形を取得した者がその取得時に相手方の無権利につき善意でかつ重大な過失がない場合には、その後に事情を知ったときであっても、当該手形を善意取得することができる。
- 45 判例の趣旨によれば、AがBに対し振り出した約束手形につきBがCに裏書をした場合には、AB間の手形振出し及びBC間の裏書の原因関係が共に消滅したときであっても、Aは、Cが債務者を害することを知って手形を取得した場合でなければ、AB間の原因関係が消滅したことを主張して、Cからの手形金請求を拒むことができない。
- 46 判例の趣旨によれば、AがBに対し振り出した手形が白地手形であって、Bが白地の補充をしないままこれをCに裏書譲渡した場合において、CがAとBとの間であらかじめされた白地の補充に関する合意と異なる補充をしたときであっても、Cが善意でかつ重大な過失がないときは、Aは、その白地の補充に関する合意に反することをもってCに対抗することができない。

- 47 商号使用の許諾を受けた者が交通事故その他の事実行為たる不法行為に起因して負担するに至った損害賠償債務は、自己の商号を使用して営業を行うことを他人に許諾した商人が責任を負う「当該取引によって生じた債務」に当たらない。
- 48 ゴルフクラブの名称がゴルフ場の事業主体を表示するものとして用いられている場合において、ゴルフ場の事業が譲渡され、譲渡人が用いていたゴルフクラブの名称を譲受人が引き続き使用しているときであっても、譲渡人の商号を譲受人が引き続き使用していないときは、譲受人は、譲渡人の事業によって生じた債務を弁済する責任を負わない。
- 49 判例によれば、商行為の代理人が本人のためにすることを示さないでこれをした場合において、相手方において、代理人が本人のためにすることを知らなかったときは、代理人は自己のためにその行為をしたものとみなされ、相手方は、本人に対して履行の請求をすることができない。
- 50 利益を得て譲渡する意思をもって動産を有償取得する行為は、商人が行う場合に限り、商行為となる。

第2問（記述式）

以下の問いに答えよ。判例があるものはそれに従うものとする。（2点×25問）

- 1 会社設立において、見せ金による仮払込みに該当するか否かの判断基準を説明せよ。
- 2 設立中の会社における発起人の権限について、開業準備行為が含まれるか否かも含め、説明せよ。
- 3 発起人の権限の範囲外の開業準備行為がなされた場合、発起人はいかなる責任を負うかについて、理由も含めて説明せよ。
- 4 取締役等の説明義務（314）について、①いかなる場合に発生するか、②どの程度の説明義務が求められるかのそれぞれにつき、説明せよ。
- 5 特定株主から株式を買い取るための対価を第三者に供与する行為は、（ ）であるため、原則として「株主の権利の行使に関する」財産上の利益の供与（120 I）には該当しないが、（ ）との目的で株主から株式を譲り受けるための対価を何

人かに供与した場合には、例外的に「株主の権利の行使に関する」財産上の利益の供与（120 I）に該当する。

- 6 株主の権利の行使に関して行われる財産上の利益の供与が例外的に違法性を有しないとして許容される場合を説明せよ。
- 7 株主総会決議無効確認の訴えの係属中に、無効原因として主張されていた瑕疵が取消事由に該当することが判明した場合には、（ ）ときに限り、株主総会決議取消しの訴えへの変更が認められる。
- 8 招集手続の瑕疵が他の株主に対してのみ存在する場合であっても、株主総会決議取消しの訴えを提起できるか、理由とともに答えよ。
- 9 取締役会決議に参加できない「決議に特別の利害関係を有する取締役（369 II）」の意義を述べよ。
- 10 取締役会設置会社において、代表取締役が取締役会決議なしに多額の借財をした場合の効力について、理由も含めて説明せよ。
- 11 自己のための直接取引（356 I ②）がなされた場合の取締役の任務懈怠責任について、その他の任務懈怠責任と異なる点を2つ述べよ（423条3項の推定は除く）。
- 12 株主総会・取締役会の承認を欠く利益相反取引の効力について説明せよ。
- 13 取締役の報酬額決定を株主総会決議で取締役会に委任することは（ ）という取締役の報酬規制（361）の趣旨に反するため原則として許されないが、（ ）のような委任であれば上記趣旨に反しないことから例外的に許される。
- 14 株主代表訴訟により株主が追及できる取締役等の責任の範囲について説明せよ。
- 15 ①登記簿上に取締役または代表取締役として登記しているが、株主総会における選任決議を経していない者、②取締役を退任したにもかかわらず未だ退任登記がなされていない取締役が429条1項の責任を負う場合はいかなる場合か、説明せよ。
- 16 承認を欠く株式譲渡がなされた場合において、会社の側から譲受人を株主として取り扱うことが認められるかにつき、理由も含めて説明せよ。

- 17 公開会社が敵対的企業買収の対象となっている場合において、買収を企図している者の持株比率を低下させることを目的とする募集株式の発行（企業買収に対抗する目的による募集株式の発行）が「著しく不公正な方法」（210②）による発行として発行差止めの対象となるか否かの判断基準を説明せよ。
- 18 株主総会特別決議を欠く新株発行は、新株発行無効の訴えにおける無効原因となるか、①公開会社における有利発行の場合、②非公開会社の場合それぞれについて理由も含めて説明せよ。
- 19 合併比率が不当または不公正な合併が行われた場合において、合併無効の訴えで無効原因が認められる場合はいかなる場合か、説明せよ。
- 20 「事業譲渡（467条1項1号・2号）」の意義を述べよ。
- 21 法人格否認の法理とはいかなる法理か、説明せよ。
- 22 スーパーマーケット等のテナント契約の場合でも、名板貸人の責任に関する規定が類推適用される場合はどのような場合か、説明せよ。
- 23 「債務者ヲ害スルコトヲ知リテ（手17但書）」の意義を述べよ。
- 24 手形法40条3項前段（支払免責）における支払人の「悪意・重過失」の意義を述べよ。
- 25 白地手形と無効手形の区別基準について、説明せよ。

解答用紙

第1問

問題	解答	問題	解答
1		26	
2		27	
3		28	
4		29	
5		30	
6		31	
7		32	
8		33	
9		34	
10		35	
11		36	
12		37	
13		38	
14		39	
15		40	
16		41	
17		42	
18		43	
19		44	
20		45	
21		46	
22		47	
23		48	
24		49	
25		50	

第 2 問

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2022 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LL22818